

4月からスタート 後期高齢者医療制度

4月から現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。対象となる方は、75歳以上の方および65歳以上で一定の障害があると認定された方です。

＜問い合わせ先＞

保険年金課老人保健班(☎62-5882)

◆後期高齢者医療制度と老人保健制度

	後期高齢者医療制度（4月から）	老人保健制度（3月まで）
運営主体	千葉県後期高齢者医療広域連合 ※広域連合が保険料の決定や医療の給付を行い、市は保険証の引き渡しや保険料の徴収を行います。	旭市
加入するとき	75歳の誕生日から	75歳の誕生日の翌月から
保険証	保険証（後期高齢） ※3月末までに1人に1枚、新しい保険証が郵送されます。	医療受給者証、保険証（国保、健保など）
医療費の負担	費用の1割（現役並所得者は3割） ※医療費の負担割合、受けられる保険給付については、今までと変わりません。	同左
保険料	後期高齢者医療保険料（原則年金から天引き）	老人保健制度としての保険料はありません（加入している医療保険の保険料を負担）

◆保険料額＝均等割額＋所得割額

被保険者一人一人が支払う保険料額は、被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額＝32,400円」と所得に応じて負担する「所得割額＝（総所得金額－基礎控除額33万円）×6.16%」の合計額で、上限は50

万円です（100円未満は切捨て）。

※総所得金額とは、「年金収入－公的年金控除」や「事業収入－必要経費」など、各種所得控除前の金額を合わせたものです

◆均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額により、均等割額が軽減されます。

基 準	軽減割合	軽減後の均等割額
総所得金額≤33万円	7割	9,720円
総所得金額≤33万円＋（24万5千円×世帯に属する被保険者数） ※被保険者世帯主を除く	5割	16,200円
総所得金額≤33万円＋（35万円×世帯に属する被保険者数）	2割	25,920円

◆ケース別保険料額

世帯構成	収入額(所得額)	均等割額(軽減割合)①	所得割額②	年額①＋②
単身77歳	公的年金等収入79万円(所得額0円)	9,720円(7割)	0円	9,700円
単身77歳	公的年金等収入208万円(所得額88万円)	32,400円(なし)	33,880円	66,200円
夫(世帯主)80歳	夫／公的年金等収入192万円(所得額72万円)	夫 16,200円(5割)	24,024円	40,200円
妻77歳	妻／公的年金等収入79万円(所得額0円)	妻 16,200円(5割)	0円	16,200円
本人80歳	本人／公的年金等収入79万円(所得額0円)	32,400円(なし)	0円	32,400円
子(世帯主)50歳	子／営業所得390万円			

◆被用者保険等に参加されていた方の軽減措置

国民健康保険組合を除く被用者保険の被扶養者だった方が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は、激変緩和のため2年間は均等割額と所得割額が

軽減されます。また、平成20年度に限り、特例による軽減もあります。

適用期間	均等割額（軽減内容）	所得割額（軽減内容）
加入から2年間	16,200円（5割軽減）	0円（かかりません）
特例 平成20年4月～9月	0円（かかりません）	0円（かかりません）
平成20年10月～平成21年3月	3,240円（9割軽減）	0円（かかりません）

◆老人保健制度で障害認定を受けている方は

75歳未満で老人保健法医療受給者証をお持ちの場合は、4月1日から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になります。ただし、撤回届によりこの制度の被保険者にならないこともできます。4月当初から被保険者にならないことを希望する人は、3月31日までに市役所保険年金課へ申請を撤回する旨の届

け出をしてください。届け出は4月以降でもできますが、さかのぼって撤回することはできません。

なお、届け出をした場合でも4月支給の年金から保険料が差し引かれることがあります。その場合は後日お返しします。